

# 【別紙】 放課後児童健全育成事業の「児童の数」の具体的な算出方法の例

○一週間のうち平日5日間（月～金曜日）開所していて、定員が44人の放課後児童クラブの場合

□パターン①：基準第10条第4項に定めるとおり、一の支援の単位を構成する児童の数を「おおむね40人以下」とし、それを超える児童について、「支援の単位」を新たに設けて対応する場合

例) 4月～6月は「児童の数」が42人

- ・ 5日間利用登録 32人 → 32人
- ・ 4日間利用登録 8人 →  $8人 \times 4日間 / 5日間 = 6.4人 \approx 7人$
- ・ 3日間利用登録 4人 →  $4人 \times 3日間 / 5日間 = 2.4人 \approx 3人$

7月、8月は「児童の数」が68人（児童の数の増加に対応するため、「支援の単位」を新たに設ける場合）  
 （・ 7～8月のみの利用登録 26人 → 42人（支援の単位（1）） + 26人（支援の単位（2）） = 68人 ）

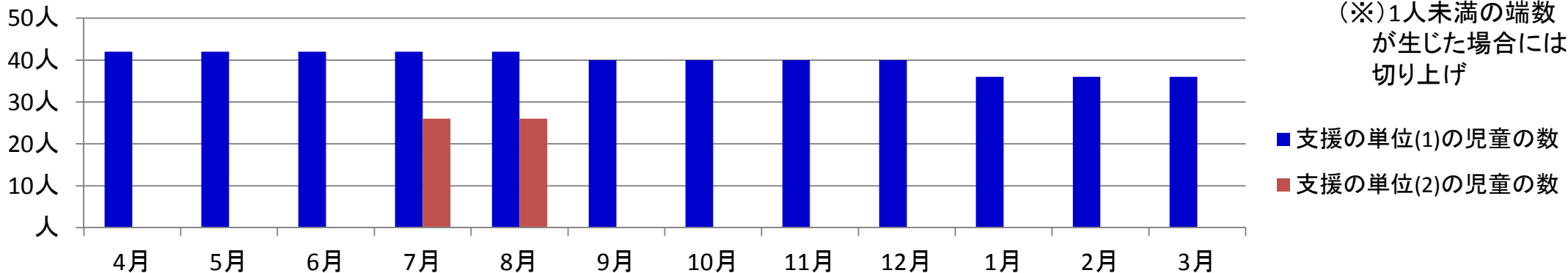
9月～12月は「児童の数」が40人

1月～3月は「児童の数」が36人 の場合

①基準第10条第4項の一の支援の単位を構成する「児童の数」は、上記の方法により算出された人数

②放課後児童健全育成事業の国庫補助基準額を算定するための年間を通じた平均の「児童の数」は、  
 支援の単位（1）  $\{(42人 \times 5月) + (40人 \times 4月) + (36人 \times 3月)\} \div 12月 = 39.8333\dots \rightarrow \underline{40人}$ （※）  
 支援の単位（2）  $(26人 \times 2月) \div 2月 = 26人 \rightarrow \underline{26人}$ （7月、8月の2ヶ月間のみ）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均(※)
支援の単位(1)の児童の数	42人	42人	42人	42人	42人	40人	40人	40人	40人	36人	36人	36人	478人	40人
支援の単位(2)の児童の数	-	-	-	26人	26人	-	-	-	-	-	-	-	52人	26人



(※)7月、8月のみ開所している支援の単位(2)は、年間の開所日数が250日以上でも200日以上でもないことから、国庫補助の対象とはならない。

# 放課後児童健全育成事業の「児童の数」の具体的な算出方法の例

○一週間のうち平日5日間（月～金曜日）開所していて、定員が44人の放課後児童クラブの場合

□パターン②：市町村が定める設備運営基準条例において、専用区画の面積や児童の数に係る経過措置を設けている場合

例) 4月～6月は「児童の数」が42人

- ・ 5日間利用登録 32人 → 32人
- ・ 4日間利用登録 8人 →  $8人 \times 4日間 / 5日間 = 6.4人 \div 7人$
- ・ 3日間利用登録 4人 →  $4人 \times 3日間 / 5日間 = 2.4人 \div 3人$

7月、8月は「児童の数」が68人（経過措置の適用により、「支援の単位」を新たに設けない場合）  
 （・ 7月～8月のみの利用登録 26人 →  $42人 + 26人 = 68人$ ）

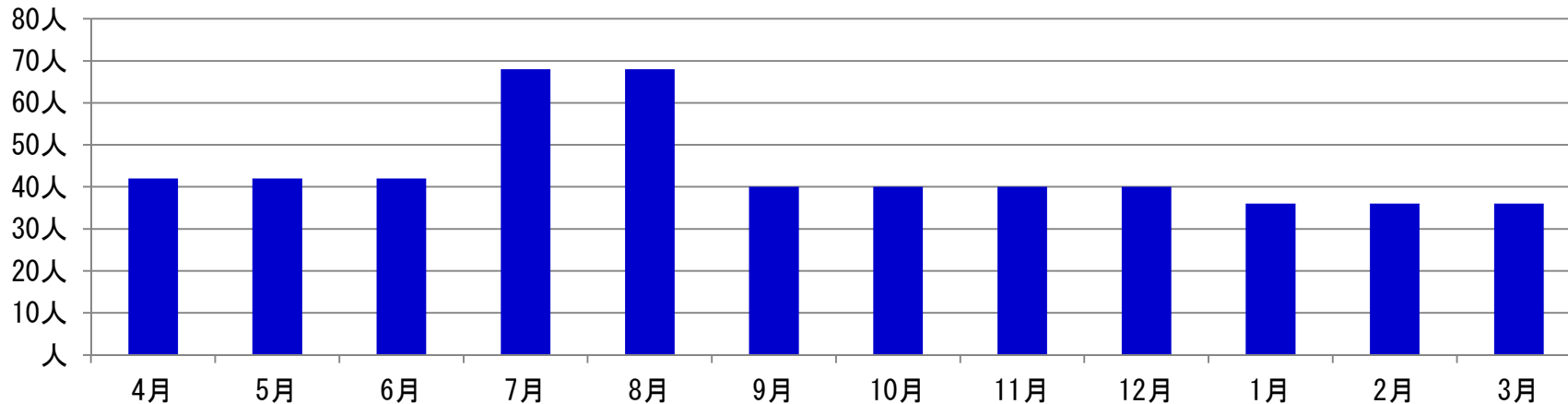
9月～12月は「児童の数」が40人

1月～3月は「児童の数」が36人 の場合

①基準第10条第4項の一の支援の単位を構成する「児童の数」は、上記の方法により算出された人数

②放課後児童健全育成事業の国庫補助基準額を算定するための年間を通じた平均の「児童の数」は、  
 $\{ (42人 \times 3月) + (68人 \times 2月) + (40人 \times 4月) + (36人 \times 3月) \} \div 12月 = 44.16666 \dots$   
 → **45人** (※)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均(※)
児童の数	42人	42人	42人	68人	68人	40人	40人	40人	40人	36人	36人	36人	530人	45人



(※)1人未満の端数が生じた場合には切り上げ

■ 児童の数